



議会傍聴時の記名強制は傍聴する権利を奪うもの

議会運営委員会で、3月議会の議会傍聴の際、傍聴者に住所・氏名・連絡先の記入を求める事が決まり、運用が開始されました。しかし、2003年に個人情報保護の観点から、議会でもこうした記入は実施しない事が決まりました。今回の議会傍聴規則の改定の根拠も乏しく、市民の傍聴する権利や開かれた議会から後退するものです。以下、傍聴者から議会に向けて出された質問と回答です。また共産党の見解についても報告します。

[質問内容]

- 1、記名することにより、どのようなコロナ対策になるのか説明をお願いします。
- 2、議員や職員に感染者が出た場合、同じ議場にいた傍聴者へ連絡をするとの説明がありましたが、それは議会運営委員会で決めたのですか？それとも他の部署ですか？
- 3、伊勢原市では、以前は議会傍聴する場合は記名をしていましたが、平成15年頃から廃止になりました。理由は個人情報保護の観点からと聞いていますが、確認いたします。
- 4、記名はコロナ対策ということですが、蔓延防止重点措置も終了しています。議会としてどのような状況になったら、記名を廃止し元の状態に戻すと考えているのか教えてください。
- 5、傍聴者に記名を求めることに反対をした議員はどなたでしょうか？会派名で教えてください。

[伊勢原市議会からの回答]

伊勢原市議会
議長 八島 満雄



議会傍聴者に記名を求めることについての回答

2022年3月24日付けで御質問のありましたことについて、次のとおり回答します。

- 1 新型コロナウイルス感染症にかかっても無症状の方もおります。議会の中で感染者が出た場合、傍聴受付時に住所と氏名を記載いただければ、ご連絡がスムーズにでき、医療機関を受診するようご案内ができると考えます。
- 2 議会運営委員会において決定しました。
- 3 平成15年4月の改正前は、住所、氏名、年齢を傍聴受付簿に記入し、傍聴していただいていたのですが、個人情報保護法もふまえ、傍聴受付の簡素化のため、受付傍聴券を交付することで傍聴いただけることに一部改正しました。
- 4 今回の「伊勢原市議会傍聴規則の一部改正」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のほか、令和3年6月定例会において、一部の傍聴者に議長より退場命令をする事例もあったことから、傍聴者の安全を考え、住所、氏名を記入していただくよう改正をしたものです。
なお、まん延防止重点措置は終了しましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束がみえないことから、引き続き傍聴受付票への住所、氏名をご記入いただくよう対応していきます。
- 5 採決の際、反対した議員はおりませんでした。

1 市民の傍聴する権利を奪うもの



「記名することがコロナ対策につながるのか」について

「感染者が出た場合、傍聴時に記名することで、連絡がスムーズにでき、医療機関を受診するようにご案内ができる」と回答があります。

しかし、連絡して欲しいかどうかは個人が判断することであり、強制するものではありません。また、コロナ対策というのであれば、まずは換気や消毒、マスク、座席の間隔をあけるなどの対策の徹底が必要ではないでしょうか。

更に、今回、記名を拒否した人は、議場で傍聴できず、「1階ロビーのモニターで見れます」「ネットでも見れます」と言われたとのこと。しかし、1階は受付窓口がある場所で、不特定多数の方の出入りもあり、市民の感染リスクを高めてしまいます。何より静かに聞ける環境ではありません。市民の傍聴する権利を妨げるものであり、本来、市民が傍聴ができるよう議会在感染対策を徹底するべきではないでしょうか。

3 個人情報保護に逆行



「2003年(平成15年)に議会傍聴の際、記名が廃止されていたこと」について

伊勢原市議会は2003年(平成15年)に、議会傍聴の際、住所、氏名、年齢を記載していたものを、個人情報保護法も踏まえ、傍聴受付の簡素化のために廃止しました。議会が傍聴に誰が来たということを知る必要があるのでしょうか。他議会では、本人に記名してもらった紙を、個人が名札として持って管理したり、一人ひとり紙に書いて受付箱に入れ、誰にも見られない形で、その日のうちに処分するなどの対応を取っているところもあります。今回の伊勢原市議会の記名の改定は、個人情報保護の観点からも、市民に開かれた議会からも逆行するものではないでしょうか。

4 市民を危険な存在と決めつけるのか



「『コロナ対策』と『傍聴者の安全を考え』との理由」について

記名の理由について、「コロナ対策」と「傍聴者の安全を考え」、住所、氏名を記入していただくとの回答です。

コロナ対策の記名については、こういった状況になれば終了するのか、基準をつくらぬまま開始され、いつ記名を廃止するのかも明確にできていません。

更に、「6月定例会において、一部の傍聴者に議長より退場命令をする事例もあったことから、傍聴者の安全を考え」とありますが、議長により議会の規則通りに「退場命令」をしたこと。また、このことによって、住所、氏名を全ての傍聴者に求めることは、傍聴者全員を危険な人とみなす行為とも取れ、到底理解が得られるものではありません。さらに記名をすることで、傍聴者の安全が確保されるわけでもありません。

5 市民の質問に対し、事実と異なる回答



「採決の際、反対した議員はおりませんでした」について

議会運営委員会の中で、今回の改訂にあたっての採決は行われておらず、「改正することに御意義ありませんか」との中山委員長の発言の後、委員の中から「異議なし」との声があったものの、その後すぐに日本共産党の宮脇議員は「私は一貫して、それはやるべきではない」と発言しています。

日本共産党の宮脇議員は、一貫して傍聴者に住所・氏名の記入を求めることについて、やるべきではないと主張し、反対していました。

議会運営委員長の中山議員も「宮脇委員については納得いかないということだが、大半の委員が進めていくということで改正したい」旨の発言を行っており、反対した議員がいたことを当然認識していたはずですが。

市民に事実と異なる回答をし、少数意見をなかつたものにする行為は、議会の品位及び権威を傷つけるものではないでしょうか。